

定期建物賃貸借契約についての説明（借地借家法第38条第3項関係）

日付は空欄のまま提出してください 令和 年 月 日

定期建物賃貸借契約についての説明

貸主(甲)住所 新潟市東区●●町●丁目●番●●号
氏名 田中 ●●代理人 住所 新潟市中央区古町通▲番町▲-▲
氏名 株式会社 ▲▲不動産
代表取締役社長 鈴木 ▲▲

下記について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第3項に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

(1) 住宅	名称	ハイツ借上		
	所在地	新潟市中央区新光町●番地●		
	住戸番号	A101号室		
(2) 契約期間	始期	令和 6年 3月 1日から	2年間	
	終期	令和 8年 2月 28日まで		

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第3項に基づく説明を受けました。

乙の日付は空欄のまま提出してください

令和 年 月 日 借主(乙) 住所 新潟市中央区学校町通 1-602-1
氏名 新潟市長 中原 八一令和 6年 2月 28日 入居者(丙) 住所 新潟市西区■■町■丁目■-■
氏名 佐藤 ■■